

◎特集

知財論談

鶴見 隆

本稿では、知財の有識者にインタビューし、コンパクトに要点をまとめて掲載していきます。
今回は、特許情報の重要性や有効活用等について、東京農工大学大学院 教授／工学博士の鶴見 隆氏に伺いました。



鶴見 隆氏 東京農工大学大学院 技術経営研究科
技術リスクマネジメント専攻 教授／工学博士

Profile

主な経歴

1966年：東京大学理学部化学科卒業
旭化成（株）に入社
同社の研究員としてベンベルグ不織布、人工腎臓用中空糸膜、ウイルス分離膜等の開発に従事。これらの開発で繊維学会技術賞、日本化学会技術賞、発明協会発明賞等を受賞。
1993年：同社カシミロン工場長に就任。
1997年：同社常務理事として、知的財産部次長、技術情報センター長および知的財産・技術情報センター長を歴任。
2005年：東京農工大学大学院技術経営研究科教授（工学博士）に就任

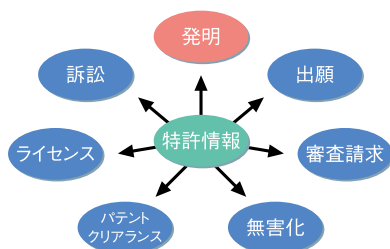
主な公職

知的財産高等裁判所専門委員／企業研究会参与／発明協会IPインストラクター／MOT学会誌編集委員 ほか
連絡先
国立大学法人東京農工大学
〒184-8588
東京都小金井市中町2-24-16
TEL：042-388-7725
http://www.tuat.ac.jp/

特許情報と研究者

——特許情報の重要性について分かりやすく解説してください。

下図をご覧ください。発明とは、公知技術に対して新規性や進歩性を有する技術を生み出すことです。公知技術の水準を知らなければ発明はできません。出願や審査請求の段階では特許情報に基



づいてさらにしっかりと特許性を確認する必要があります。また、他社特許の無害化やパテントクリアランス^{*1}、ライセンスなども特許情報なくして行うことはできません。このように特許情報は、特許管理の要諦であり、すべての知財活動のベースとなるものです。

——では、特許情報の有効活用における課題とは何でしょうか？

研究開発に従事するすべての研究者や技術者が特許情報を活用することが重要です。彼らが特許情報によって自身の研究開発の独創性を確認しながら新たな課題を発見し、その解決に挑戦するのが本来あるべき姿です。

しかし、特許管理が進んでいるといわれる企業でも、実は研究者が十分に特許情報を読んでいないというケースが多いのです。特許情報が電子化されて便利になったことがその理由の一つです。

——せっかく便利になったのに、なぜそれを使おうとしないのですか？

昔は皆、特許庁から発行される紙媒体の特許公報を手めくりで読んでいたものです。私も旭化成で繊維の開発に取り組んでいたころ、繊維に関する特許公報はほとんど手めくりで目を通していました。ところが電子化に伴って冊子の特許公報は姿を消してしまいました。

そのため、特許公報を読むには、サーチャーに調査依頼をして、その結果、出てきた抄録のなかから必要な特許公報を選択し、それを注文するといった手続きが必要となり、自分の手元に特許公報が届くまでに1~2週間ほど要するようになってしまったのです。

——便利になったはずが、特許情報との距離が遠くなってしまった……。

そういうことです。もちろん、情報量が圧倒的に増えて、そもそも手めぐりで必要な特許情報を探し出すのが難しくなったという背景はあるのですが、研究者が特許情報から遠ざかった一つの契機が電子化にあったことは確かです。

その後電子化はさらに進み、現在ではIPDLをはじめとする特許データベースに研究者が自由にアクセスできる環境が整えられてきました。

そうすると今度は、研究者はサーチャーに頼らずに自分で調査しろということになります。しかし、多忙な研究業務のなかで検索マニュアルを見ながら頑張っても、頻度が少ないこともあって、検索手法に習熟することは困難です。

さらに、キーワードを入力すれば何らかの情報はヒットしてきますが、それが本当に必要、かつ、十分な情報なのかどうかが分からない……。

——漏れがないかと不安も残る。

そのとおり。漏れをなくそうと膨大な情報を引き出して、五里霧中に陥っている研究者を何人も見てきました。

つまり、研究者自身が特許情報を網羅的に調査するというのは、事実上不可能といっても過言ではないのです。

また、多くの研究者は、社会に役立つ研究をしたいという熱意を持っていますが、半面、「独創性が大事だから他人の文献である特許は見ない」、あるいは、「特許公報を見ると自分のアイデアがそれに引きずられる」といった固定観念を持つ研究者も少なくないのです。

さらにもう一つ大きな問題があります。それは、研究開発の責任者たちの意識の問題です。彼らの頭の中には研究開発のスケジュールがありますから、自分の部下には机に座って特許情報を読むことよりも、実験に精を出して少しでも良いデータを出してほしいと考えがちです。そのため、研究者にしっかり特許情報調査を行ってほしいとはなかなかいい出せないのです。

——研究者にしっかり特許情報を読んでもらうためには、どうしたらいいとお考えですか？

今までお話ししたことからお分かりいただけたと思いますが、情報量が膨大化し、それらがすべてデータベース化されている現状では、研究者に特許情報調査の責任を負わせることは不得策であり、かつ、できない相談だといわざるを得ないのです。したがって、必要なことが2つあります。一つは、特許情報の重要性を研究者にしっかりと認識してもらえるように啓発・教育を行うことです。

※1) パテントクリアランス
商品・サービスを提供する場合、他人の知的財産権に抵触しないという保証。

LDBとSDB

——鶴見教授は実際にどのような仕組みを構築されたのですか？

企業における特許情報調査は、事業戦略策定、研究開発テーマの探索、国内外出願、ライセンス、事業化の可否判断、係争などのトラブル対応時等にそれぞれの担当者が散発的に行っていたのでは、調査結果の相互活用ができず、系統的に積み上げていくことができません。

このような場当たりの調査は、それぞれの担当者にとって大きな負担となるだけでなく、企業全体としても大きなロスなのです。

そこで、自社における全事業、全研究テーマに関連する特許情報が常に最新の状態で収載されたローカルデータベース（以下、LDB）を構築することが大事なのです。事業や研究開発が続く限り、継続的に特許情報を積み上げ、節目ごとに見直しを行います。

LDBの構築や維持は、研究者、知財担当者、サーチャーが三位一体で継続的に行い、構築されたLDBは、事業部や研究開発チームの全員がおのおののパソコンからアクセスできるサーバーに保管します。

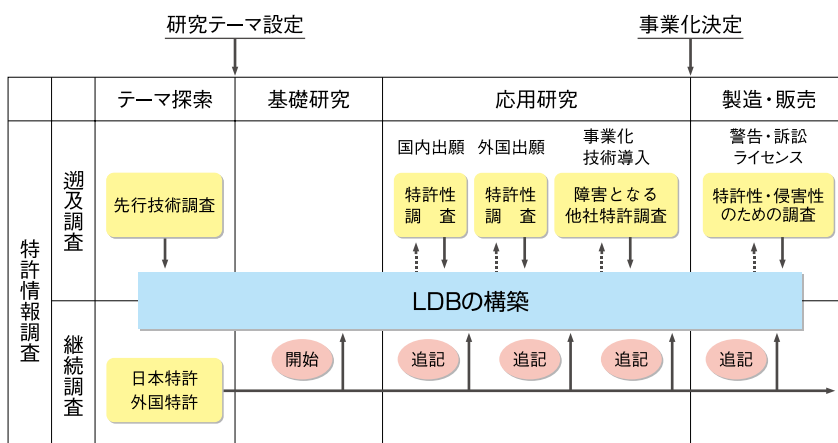
自他社の特許情報を常に関係者の目にさらすことのできるLDBは、事業・研究・知財のすべての活動場面で参照され、かつ、重要なイベントでは判断や決定のベースとして活用できるのです。

もう一つは、研究者が必要、かつ、十分な特許情報に確実にアクセスできるような仕組みと環境を整えることです。その両者を推進・実現することが知財部門の重要な役割です。旭化成では、1998年に技術情報センターを設立し、この2つの目的を達成するための活動を展開して一定の成果を収めてきました。

——企業関係者からの講演依頼も多いと伺っていますが、やはりこのあたりの問題に対する関心が高いのでしょうか？

もちろん、特許情報の加工方法や特許マップなどの解説も求められますが、皆さんが一番関心を持っているのは、どのようにしたら研究開発に特許情報を有効活用できるか、そのためにはどういった仕組みが必要なのかということです。これは組織論や運動論の話ですよ。しかし、そこが企業にとって一番大事なポイントなのです。

[LDBの構築]



そのため、知財担当者はサーチャーと共に研究開発の現場に赴き、研究者と三位一体で一緒に仕事をしていくことになります。

——まさに現場主義ですね。

LDBが求心力となって、知財担当者、サーチャー、研究者が集合し、一緒に議論することにLDBの本当の意味があるということができるでしょう。

そして、戦略上重要なLDBについては、そこに収載した特許明細書中に記載された課題、解決手段、用途などに関する用語を自社で使用する用語に統一したり、戦略的な情報（自社製品との関係、他社特許への対応方針等）を入力していきます。これが戦略データベース（以下、SDB）です。

——LDBでは足りないのでしょうか？

課題や解決手段、用途についてさらに踏み込んで解析するには用語の統一がどうしても必要です。さらに、三位一体でこの作業を行うことで三者のコンセンサス形成が促進され、事業活動全般の効率化にも貢献するという副次的な効果も得ることができます。

——LDB、SDBの構築には特許マップソフトを使用するのですか？

特許情報の蓄積およびマップ化を効率的に実施するうえで、特許マップソフトは非常に重要だと思います。その際、社内共通のソフトを使うことが重要です。エクセルなどを駆使し、涙ぐましい努力を重ねてマップを作る例を見たこともあ

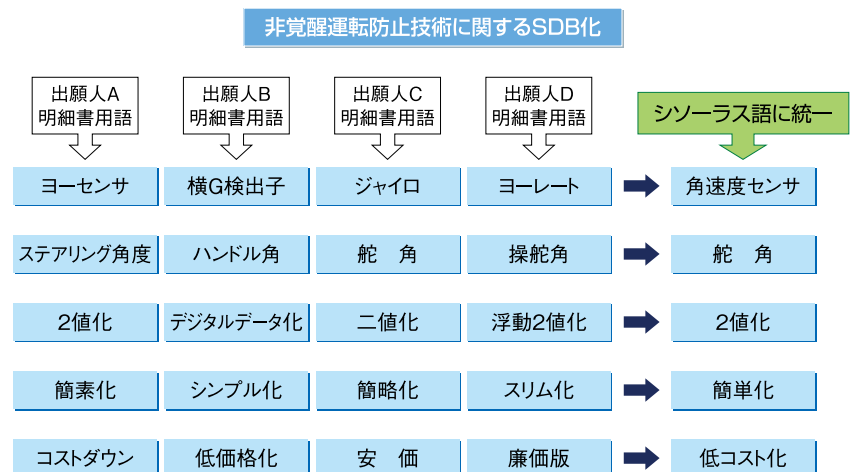
りますが、こういったもののデメリットは、時間や労力がかかるだけでなく、先進的な活用事例を他のグループに普及させるのが難しいところにあります。同じ特許マップソフトを使用しているのであれば、簡単に横展開することができます。

したがって、全社で共通のソフトを使って社内標準化することを検討すべきです。活動基盤が標準化されることによって簡単に横展開できるため、全社のレベルを速やかに引き上げることができるのです。また、LDBやSDBを全社で一元的に管理する体制を構築すれば、情報の網羅性が徹底され、全社にわたる技術のシナジー効果の追求や活動の効率化も期待できます。

——全社的に活動を広めるうえで、何かコツのようなものはありますか？

特許情報の重要性や有効活用について、個々の研究者を説得して定着を図っ

【用語の統一（シソーラス化）一例】





ていくことが何よりも重要ですが、大きな組織の場合、それだけではなかなか全社的な動きに結び付いていきません。

あるポイントで研究開発の責任者や経営者などを説得して、彼らから直接、研究者に働きかけてもらうよう仕向けることが重要です。

そして、その前にある程度の実績をつくっておく、これが重要なポイントです。なぜなら、社内での浸透率や効果を提示することによって経営者も安心して号令をかけることができるからです。

社長には経営責任がありますから、実績や効果、さらに社内ですべて定着しつつあるという保証がなければ動けないのです。

——鶴見教授は旭化成でそれらを実践されてきたのですか？

ある段階で研究開発本部長や社長に相談し、同意をいただいて実現することができました。ただし、「特許情報は大事だ」

というベースはもともと社内には存在していたこと、社長が元・研究者で理解があったことも成功の要因です。

ですから、各企業が三位一体の特許情報活動を全社的に定着させようとするならば、まず自社の状況をしっかり把握し、適合する仕組みを十分に検討したうえで展開していくべきです。

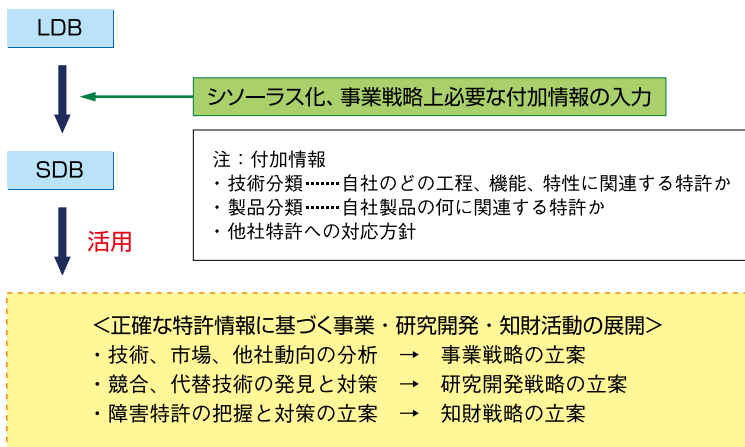
——ところで、三位一体における知財担当者やサーチャーの位置づけをどのように考えればいいのでしょうか？

従来、多くの企業では、知財担当者は、研究者からの出願依頼や事業部門からの知財トラブル処理の依頼を受けて、それを立派にこなすことが業務であると位置づけられてきました。

2003年に政府が「知財立国政策」をスタートさせ、事業・研究開発・知財の三位一体の重要性が指摘されるようになってからは、知財担当者の役割をもっと戦略的な活動にシフトしようとする努力が進められてきました。現在では、先進的な企業においてそうした努力が成果を生んでいると考えられています。

しかしながら、サーチャーについては私のみるところ、まだまだ研究者からの調査依頼の処理という役どころにとどまっているケースがほとんどではないかと思っています。孫子の兵法どおり、「敵を知り、己を知れば、百戦して危うからず」であることを考えれば、情報を扱うサーチャーの役割をもっと重視しなければならないはずです。

【LDBからSDBへの展開】



研究者は研究開発を推進する専門家であり、知財担当者は知的財産権に関する権利判断に関する専門家です。

一方、サーチャーは、人類が蓄積した情報の宝庫から研究開発活動にとって必要な情報を的確に抽出する専門家です。本来はこの三者が緊密に議論し合い、協力し合って初めて創造的な活動が展開できるはずなのですが、残念ながら、まだ多くの企業ではそれが実現されていません。

——LDBやSDBの構築がこういった問題解決の糸口になるということですね。

そのとおりです。先ほど「求心力」という言葉を使いましたが、LDBやSDBを研究開発目的、事業目的に合わせて構築・維持するという共通の目的を持つことにより、自然にコミュニケーションが生まれますから、意識や組織の壁を乗り越えていくことができると思います。

——よく分かりました。最後に読者へのメッセージをお願いします。

ドラッカーは、自身の書籍^{*2}のなかで次のように述べています。

「……知識労働の生産性向上に努めてゆけば、20年後の日本も、今と変わらず世界の製造業のメインパワーであり続けるでしょう。……そして知識労働者の生産性を高めるためには、彼らを単独ではなく、チームに組み入れることが必要となります。専門知識は単独では生産的でなく、他人の知識と統合されることで初めて有効に働くものだからです」

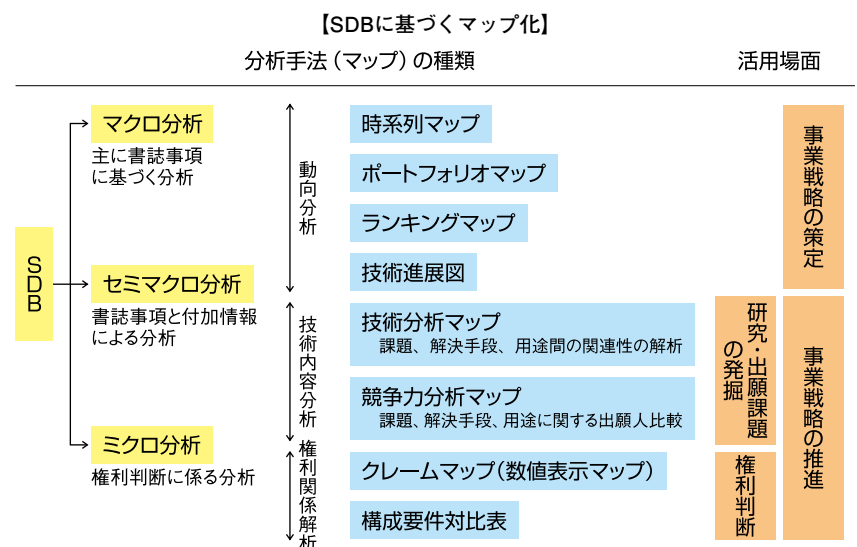
特許情報を有効に活用してイノベーションを生み出すことが、今、日本企業に求められている大きな課題です。その仕事をやり遂げる主人公は、研究者、知財担当者、サーチャー等の専門家である皆さん方だと私は思っています。

ただし、ドラッカーの言うとおりに、この三者が単独ではなく、チームに組み入れられることによって初めて高い生産性や創造性の発現が期待できるのではないかと思います。

LDB、SDBを中心に据えた三者のグループ活動が核となって、皆さんの企業における知財活動、研究開発活動あるいは事業活動が創造的に展開されていくことを願っています。

(「発明」編集部)

※2)『ドラッカーの遺言』(ピーター・F・ドラッカー著、2006年講談社)



©Takashi Tsurumi